

# 6 生徒指導の充実 (小・中)

## — キャリア形成に向けた生徒指導の充実 —

4 質の高い教育を  
みんなに



5 ジェンダー平等を  
実現しよう



生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き(機能)である。また、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目指す。

### ここがポイント(取組の重点)

- 生徒指導における個人での対応や問題の抱え込みの解消
- ◇ 報告・連絡・相談を通した「組織的対応」の充実

### (1) 児童生徒個々への対応の充実を図る

- ① 児童生徒間、児童生徒と教師間の共感的人間関係を築くとともに、児童生徒理解に努める。
- ② 自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、自己指導能力の育成に努める。
- ③ 対話と活動を重視し、ぶれず、見捨てず、関わり続けることを念頭に、将来を見据えた粘り強い段階的指導・支援を行う。



### (2) 学校全体としての取組の充実を図る

- ① 「チーム学校」の視点から、教職員と専門知識等を持つ各種支援員等との連携協働に努める。
  - ア 教職員・各種支援員等における生徒指導観の統一のもと、共通実践に努める。
  - イ 日常的に報告・連絡・相談の情報連携・行動連携・役割連携に努める。
  - ウ 安全・安心な魅力ある学校・学級づくりに努める。
- ② 主体的・対話的で深い学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実を図る。
- ③ 児童生徒の自己指導能力の育成に努める。(特別支援教育の視点も踏まえて)
  - ア 自己存在感の感受
  - イ 共感的な人間関係の育成
  - ウ 自己決定の場の提供
  - エ 安全・安心な風土の醸成
- ④ 自治意識の醸成を図るために、学級活動や児童会・生徒会活動等の充実を図る。
- ⑤ 「学校いじめ防止基本方針」を軸とした、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組の充実を図る。
- ⑥ 警察や児童相談所等の関係機関と連携・協働し、事件・事故の未然防止や虐待等の早期発見、早期対応に向けた取組の充実を図る。
- ⑦ 生徒指導年間 PDCA サイクル×2の取組に努める。



### (3) 家庭・地域社会、関係機関・団体との連携の強化を図る

- ① 保護者との信頼関係を築き、共通した課題意識を基盤とした指導・支援の充実を図る。
- ② 中学校区生徒指導連絡会や家庭教育支援会議等を機能化し、家庭や地域、関係機関・団体等との情報連携、行動連携を充実させ、生徒指導上の諸問題への対応の充実を図る。
- ③ 市町村教育委員会及び社会教育関係団体等と連携し、児童生徒のよさを伸ばし、心の拠り所となるような「居場所づくり、活躍の場づくり」のための指導・支援体制の確立に努める。

#### ■ 関連資料 ■

◎ 『「自立した学習者」育成プロジェクト』	沖縄県教育委員会	令和7年
◎ 『魅力ある学校づくりパンフレット』	沖縄県教育委員会	令和7年
◎ 『不登校児童生徒への支援の手引き』	沖縄県教育委員会	令和7年
◎ 『学校外の機関等において不登校児童生徒の社会的自立を目指すための指導・支援に関する参考資料』	沖縄県教育委員会	令和7年
◎ 『沖縄県いじめ対応マニュアル 改訂版』	沖縄県教育委員会	令和7年
◎ 『生徒指導提要』	文部科学省	令和4年
◎ 『生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり3』	国立教育政策研究所	令和3年
◎ 『いじめ対策に係る事例集』	文部科学省	平成30年
◎ 『生徒指導支援資料1～7』(いじめ関係資料)	国立教育政策研究所	平成21年～
◎ 『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』	文部科学省	毎年実施

# 6 生徒指導の充実 (高等学校)

## － キャリア形成につながる生徒指導の充実 －

17 パートナシップで  
目標を達成しよう



生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。

生徒指導の目的は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることである。

学校においては、生徒理解をはじめとし、「生徒指導提要」を踏まえた生徒指導及び教育相談体制の充実を図るとともに、一人一人のキャリア形成に向けた生徒指導の充実を図る必要がある。

### ここがポイント(取組の重点)

- SNSの普及等、問題行動の背景が多様化
- ◇ さまざまな背景をしっかりと把握したうえで、事件事故の未然防止に努め、諸問題へ適切に対応しながら個々のキャリア形成に向けた生徒指導の充実を図る。

## (1) 生徒指導・教育相談体制の充実を図る

- ① 問題行動等の未然防止及び早期解決に向け、**全ての教職員が共通理解、共通実践**ができる生徒指導体制の更なる充実を図る。
- ② 教師は日頃から生徒の個性や能力等を多面的に理解するとともに、生徒個々の内面理解を深め、共感的な理解と受容的な態度で接し、望ましい**人間関係を基盤に個別指導**の充実を図る。
- ③ いじめについて、いじめ防止対策推進法のもと、**学校いじめ防止基本方針**を作成し、校内組織を設置して未然防止を図り、**定期的な調査等**による早期発見を図りつつ、早期解決に向けた適切かつ迅速な対応を図る。
- ④ いじめ、暴力行為、少年非行、児童虐待、自殺、中途退学、不登校、インターネット・携帯電話に関わる問題、性に関する課題、多様な背景を持つ生徒への理解と対応などの生徒指導上の諸課題に適切に対応するため、**生徒の人権に配慮した生徒指導の充実**を図る。
- ⑤ アルバイトは「原則禁止」の基本方針で指導する。やむを得ない理由でアルバイトをする場合は、**学校へ届け出る**こととし、職種の安全・健全性、学校生活や学習とのかかわり等に十分留意し、保護者、雇用主及び学校三者の連携を推進する。
- ⑥ 学校の教育目標を実現するために、**学校、家庭、地域、警察、関係機関(司法・福祉・医療・保健など)**との連携、並びに**中学・高校間の行動連携**を強化する。
- ⑦ 生徒指導地区講座等の研修内容について理解するとともに、校内外での**生徒指導研修**の質を高める。
- ⑧ 長期欠席者や休学者等については、**個人記録簿や個別指導計画**を作成するなど、実態把握及び就学支援に努める。特に、不登校生徒は、「不登校対策リーフレット」に基づき校内の支援体制の充実及び**家庭・関係機関等との連携**を図る。

## (2) キャリア形成に向けた生徒指導等の充実を図る

- ① 生徒の「生きる力」を育むために、モラル・マナー・思いやりなど豊かな人間性を育むとともに、権利と義務、行動に対する自己責任等について**規範意識の醸成**を図る。
- ② 学校教育活動全体を通して、学校や社会における基本的なルールを遵守することの意義・目的を十分理解させ、**自己指導能力の育成**に努める。
- ③ 中途退学や長期欠席者の学業不適應等に関して校内外の研修で理解を深め、生徒一人一人の発達に即して、好ましい人間関係を育て、自己理解・他者理解を深めさせるとともに、**人格の成長を援助する教育相談**の充実を努める。

### ■ 関連資料 ■

- |                                 |          |       |
|---------------------------------|----------|-------|
| ◎ 『沖縄県いじめ防止基本方針』(改訂版)           | 沖縄県      | 令和5年  |
| ◎ 『生徒指導提要』                      | 文部科学省    | 令和4年  |
| ◎ 『不登校対策リーフレット』                 | 沖縄県教育委員会 | 平成25年 |
| ◎ 『沖縄県高校生ちゅらマナーハンドブック』(生徒の自主編集) |          | 毎年実施  |
| ◎ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査     |          | 毎年実施  |

# 6 生徒指導の充実 (特別支援学校)

16 平和と公正を  
すべての人に



## －児童生徒の障害特性に応じたキャリア形成に向けた生徒指導の充実－

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。

学校においては、生徒指導が、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、進路指導や特別活動との連携を図り、児童生徒のキャリア形成に向けた生徒指導の充実を図ることが必要である。

### ここがポイント(取組の重点)

- 豊かな人間性と自己指導能力の育成
- ◇進路指導や特別活動との連携を図る。

### (1) 生徒指導の基盤となる児童生徒理解

- ① 一人一人の能力、障害特性、興味・関心、生育環境、将来の進路希望等が異なることから、多面的・総合的な児童生徒理解を図る。
- ② 学級担任・ホームルーム担任の日頃の人間的な触れ合いに基づいたきめ細かい観察に加え、学年の教員、教科担当なども含めて、広い視野から児童生徒理解を行うことを図る。
- ③ 児童生徒とともに歩む教員の姿勢、授業等における児童生徒の充実感・達成感を生み出す指導、そして常に温かい態度で接すること等を通して教員と児童生徒との信頼関係を築くことを図る。

### (2) 生徒指導・教育相談体制の確立を図る

- ① 全教職員の共通理解を図り、学校全体として生徒指導体制の充実を図る。
- ② 生徒指導の基盤は学級であることから、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整え、学級経営の全体的な構想を立てる。
- ③ いじめの未然防止や不登校等の学校不適応問題、またはネット被害防止は、速やかに、適切な指導・対応を行う。(「学校いじめ防止基本方針」の実施及び評価)
- ④ 相談業務を学校運営組織に位置付け、校長が中心となり、学校として一貫した相談ができる体制を確立する。
- ⑤ 教育相談に係る校内研修を計画的に実施し、職員のカウンセリング能力等の向上に努める。

### (3) キャリア形成に向けた望ましい生活習慣の育成を図る

- ① 学校の教育活動全体を通して、日常の基本的な生活様式を理解させ、習慣化を図るとともに社会ルールを順守することの意義と目的を児童生徒の状態に合わせて理解させる。
- ② 自ら課題を持ち、学ぶ態度が身に付くように指導の手立てを工夫する。

### (4) 家庭及び関係機関等との連携を図る

- ① 家庭、施設等との連携を密にし、指導の効果を上げるように努める。
- ② 学校評議員会を活用し、地域の医療、福祉、労働関係機関との連携を強化する。
- ③ 県立総合教育センター特別支援教育班等の相談事業を行う諸機関と連携し、相談機能の強化を図る。

#### ■関連資料■

◎『生徒指導提要』	文部科学省	令和4年
◎『障害のある子供の教育支援の手引』	文部科学省	令和3年
◎『県立学校生徒指導の手引き』	沖縄県教育委員会	平成30年
◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編(幼・小・中)』	文部科学省	平成30年
◎『沖縄県いじめ防止基本方針』	沖縄県教育委員会	平成30年
◎『ネット被害防止ガイドライン』	沖縄県教育委員会	平成27年
◎『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査-特別支援学校におけるいじめの状況等-』	文部科学省	毎年実施